

◎ 第135回定例研究会 11月15日(木) 於:静岡県評会議室

韓国労働運動等の調査(その2)

ソウル市の労働政策

林 克 氏(静岡県地方自治研究所 事務局長)他

●労働尊重都市ソウルの政策とその背景(林氏)

現在のソウル市は、2011年に当選したパク・ウォンスンが市長となって、世論を背景に労働政策を展開している。

ソウル市の政策として以下がある。

(1)非正規雇用の正規化

韓国では非正規問題が深刻だったので、ソウル市が積極的に正規化することによって民間企業に波及させる戦略をとった。これまで1万人の労働者の正規化を実現した。直接雇用非正規雇用の正規雇用化と間接雇用労働者の直接雇用化・無期転換措置(請負・派遣労働者)がある。市の予算としては、非正規から正規化する第一段階は無期契約化のため、財政的にはセーブできた。その後、福利厚生、賃金の改善などを行ったため、長期的に見ると節約できたとは言えない。ただしソウル市の財政の面からして、それが耐えられないほどのものではない。

(2)賃金政策としての「生活賃金 living wage」

生活賃金とは、国の最低賃金制度の問題点を補完し、最低限の人間らしい生活を保障する水準として決定される賃金である。当時は最低賃金が低く、最低賃金を引き上げる一つの戦略として構想された。現行では、生活保護が月額9万円、最低賃金が月額15万円、生活賃金が月額19万円である。

(3)労働者救済政策

保護されていなかった労働者を救済するいろいろな試みで、労働福祉センターの創設、外国人勤労者センター、働く母親支援センター、介護従事者支援センターなどがある。

(4)労使関係の改善

労働者の代表を理事会に参加させて、経営に関与させる政策を行っている。

(5)労働政策遂行の行政組織の整備

今後の労働組合は、青年とか、女性とか、社会的弱者との連帯が重要となってくる。

●韓国雇用情報院(萩原氏)

「特殊雇用」の一部の職だけは労働者として法的に認められる。職種としては、宅配便、大型トラックの運転手、保険外交員、カード外交員、学習支援、ゴルフ場のキャディなどがある。ただし、雇用保険、労災保険に加入できるということであって、労働組合法、労働基準法などの対象にはならない。

プラットフォーム労働のタイプとして、オンデマンド雇用とクラウドワーカーがある。オンデマンド雇用の職種として、出前、代行運転、家政婦、ベビーシッター、翻訳、通訳などがある。

●全国言論労働組合 t b s 支部(長尾氏)

t b s のルーツはソウル市が運営する交通情報ラジオだった。マスメディアが多様化していく中で、ニュースなども流すようになり、それが市民に好評を得ている。

キャンドルデモの時、最初はマスコミが生で見せたというのはほとんどなかった。t b s だけが3階から生放送をやっていて、市民の生の声をそのまま伝えるコーナーを作り、それで人気が出た。

最初にデモに参加した時は、最後のような情熱のあるデモにまで発展すると思っていなかった。やはり市民が考えていることを抑圧され、それがキャンドルデモを通して爆発したのではないかと感じている。

韓国の若者は投票率が低く、政治参加をあまりしない傾向だったが、今回のデモから、政治に関心を持つべきだという風潮に変わったように感じられる。

*連絡先: 静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 セキスイハイムビルディング 7F (静岡県評内)

メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>